

今度の手帳の健康診断、
いつだったかな…？

そんな2人が
見ているのは
健康管理手帳



退職後の健康管理

健康管理手帳とは？

粉じん作業、石棉の取扱いの業務など、がんその他の重篤の健康被害を発生させるおそれのある業務に従事したことがあり、エックス線写真で異常が発見される等の要件に該当する方は、退職の際又は退職の後に、都道府県労働局長に申請し審査を経た上で、健康管理手帳が交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で、定められた項目についての健康診断を決まった時期に年2回（じん肺の健康管理手帳については年1回）無料で受けることができます。

※ 業務とは… 以下の物質の製造等の業務に従事した方を対象としています。

ベンジジン及びその塩 ベータ・ナフチルアミン及びその塩 粉じん作業 クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩
三酸化砒素又は砒素 コークス又は製鉄用発生炉ガス ビス(クロロメチル)エーテル ベリリウム及びその化合物
ベンゾトリクロリド 塩化ビニル 石棉 ジアニシジン及びその塩

労働安全衛生法に基づいて行われます。

申請手続きなどのご相談は、最寄りの都道府県労働局（安全衛生課又は労働衛生課）にお問い合わせ下さい。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/index.html>